

助成金で取得した財産の処分に関する取扱いについて

公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）が交付する助成金により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、以下のとおりです。

1. 財産処分の制限

助成金により取得し、又は効用の増加した財産等を、財団の承認を得ないで、助成金の交付の目的に反して処分制限期間内に処分（転用、譲渡、貸付、廃棄又は取壊し及び担保に供する処分）することはできません。

対象となる財産等	取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産
処分制限期間	「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）による

2. 財産処分の承認基準

財産処分の承認基準は、社会経済情勢の変化や助成事業者自身における事情の変更により、財産処分の承認をしなければ助成金の交付目的の達成が困難な場合や、財産処分の承認をした方が助成金の交付目的に資する場合など、真にやむを得ないと認められる場合とします。

3. 助成金相当額の納付

財産処分の承認にあたっては、処分しようとする財産に係る助成金の交付額を上限とする金額を、財団に納付していただく場合があります。

4. 財産処分の手続き

各助成金交付要綱に定める財産処分承認申請書を財団へ提出してください。

5. その他

その他、財産処分の取扱いについては、「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（平成16年6月10日大臣官房会計課通知第5号）及び「県内企業等が補助事業により取得した財産の処分に関する取扱いについて」（平成30年6月11日産第309号）を準用します。